

資料8「次期計画における施策体系(案)」補足資料

第5回委員会の資料8「次期計画における施策体系(案)」について、事務局案の作成の意図を補足いたします。

■ 現行計画における施策体系(資料7)のポイント

I 障害のある方と家族への地域生活の支援 (相談支援, 健康・医療, 権利擁護, コミュニケーション支援, 人材育成など)
II ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援 (発達支援, 教育, 放課後, 就労, 日中活動, 余暇, 住まい, 高齢期など)
III 安心して住み続けられる地域の環境づくり (障害理解, バリアフリー, 情報提供, 災害時支援など)

- 市の関係事業をこの「施策体系」に当てはめて捉え直すことにより、障害のある方の地域生活への切れ目のない支援体制を構築することを意図
- IIは、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージを切れ目なく支える視点をイメージのもと、各ライフステージに沿った支援ニーズに対応する事業を位置づけ
- Iは、ライフステージに限定されない、生涯にわたる支援ニーズに対応する事業を位置づけ
- IIIは、障害の「社会モデル」の視点から、環境づくりによって社会的障壁を解消していく事業で構成

■ 現行計画における施策体系(資料7)の課題

- 「I 障害のある方と家族への地域生活の支援」について、II, IIIが先に分類され、いずれにも入らないものがIに並べられているという構成から、「ライフステージを通して」というイメージが読み取りにくいのではないか。
- 「I(3) 移動の支援」と「II(2) バリアフリーのまちづくり」など、一部内容が重複し、名称変更や統合の検討の余地があるのではないか。

■ 「次期計画における施策体系(案)」(資料8)のポイント

- 大項目を「I ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援」と「II 安心して住み続けられる地域の環境づくり」の2つに整理
- 大項目「I」の中に中項目として「ライフステージを通じた支援」を設定することで、「子ども期」「成人期」「高齢期」の各ライフステージを通じた支援ニーズに対応する事業を位置づけ
- 「I」「II」それぞれについて、一部項目の統合、移動

現行施策体系の項目名		次期施策体系での変更点
大項目 I	障害のある方と家族への地域生活の支援	⇒ この項目を削除し、I, II, IIIの3つの大項目に分かれていたところを「I ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援」と「II 安心して住み続けられる地域の環境づくり」の2つの大項目に変更
中項目	(新設)	⇒ 大項目 I の中に「ライフステージを通じた支援」という中項目を新設し、「子ども期」「成人期」「高齢期」の各ライフステージを通して一貫して必要とされる事業を位置づけ
	乳幼児期・学齢期	⇒ 中項目「子ども期」へ名称を変更
I(3)	移動の支援	⇒ II「(4) 移動の支援」へ移動
I(5)	権利の擁護	⇒ II「(1) 権利の擁護」へ移動
I(6)②	福祉人材の育成・確保	⇒ II「(3) 福祉人材の育成・確保」へ移動
I(6)③	医療的ケアが必要な方への支援	⇒ I「(4) 医療的ケアが必要な方への支援」として、項目を独立
II(1)	発達相談・早期療育のための支援	⇒ I「(6) 発達相談と早期療育・子育ての支援」へ統一
II(2)	子育て施策における支援	
II(3)	教育における支援	
II(4)	放課後等の活動の支援	⇒ I「(7) 教育・放課後等の支援」の項目へ統一